

# 鈴木委員提出資料

---

農林水產省

## 農地制度に係る全国知事会での議論の状況について

- 平成26年7月及び平成27年4月の全国知事会議において、農地制度のあり方及び権限移譲後の事務の進め方について、協議が行われました。その際、地方六団体が一丸となって進めてきた農地転用権限の市町村への権限移譲等に係る方針及び、権限移譲による新たな事務の処理のスタートに先立つ対処方針等の申し合わせについて、全会一致で承認されました。
- その際、各都道府県からは、特段の反対意見は示されませんでしたが、以下のようない見がありました。

「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)決議の際の都道府県の関与に関する発言(H26.7.15 全国知事会議)

- 団体A
  - ・農業の問題であるが、マクロ管理とミクロ管理で、ミクロはなるべく市町村で良いというのは、大変結構。
  - ・一方で、広域自治体として都道府県がマクロ管理の面で、一定の役割を果たさなければならない。都道府県がしっかりと食料の確保、優良農地の確保の役割を果たした方がよい。
- 団体B
  - ・農地転用許可について、市町村に任せるべきだと思うが、市町村間で宅地化の競争が起こったら、農地の虫食いが止められない。面積に関わらず、都道府県との協議を残すべき。
- 団体C
  - ・基本的に地方分権には大賛成であるが、公共財たる農地の保全を市場原理に任せてしまうことはできない。そのため、知事の意見を附す相当の手続きが必要。
- 団体D
  - ・農地転用権限の地方への移譲については、全く異論がないが、市町村への権限移譲に際しては、県全体での広域的な調整の観点が必要となるのではないか。
- 団体E
  - ・市長会、町村会と一体となって、岩盤規制たる農地転用許可権限の移譲を求めるることは十分に理解できる。
  - ・その上で、権限移譲の仕組みがベースとして市町村へ全て移譲されることになったとしても、都道府県はそこへ何も口出しができないという仕組みにするべきではない。何らか、弾力的な仕組みにより、マクロ管理、ミクロ管理の双方において都道府県レベルで権限の行使が行えるようにするべき。